

村上市と南魚沼市とのスポーツ振興連携協定

村上市（以下「甲」という。）と南魚沼市（以下「乙」という。）は、スポーツを通じ、地域資源を活用した人材の育成と地域の一層の活性化を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両市が緊密に連携し、互いの地域資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進することにより、人材の育成と地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の連携事項に取り組むものとする。

- (1) スポーツ振興に関すること。
- (2) トップアスリートの育成、強化に関すること。
- (3) ジュニア選手の発掘、育成に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 情報発信に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な活動

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日前1月までに甲と乙とのいずれからなんらの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月12日

村上市長

高橋邦彦

南魚沼市長

林 吾男